

浄化槽法第11条に基づく 検査の受検について（ご案内）

浄化槽は、日常の保守点検や清掃を行うとともに、浄化槽法により毎年1回の法定検査(水質検査)を受けることが義務づけられています。

しかしながら、貴殿が設置している浄化槽は、この法定検査が未受検となっています。

この検査は、**信頼性を確保するため**富山県知事指定の検査機関（社団法人富山県浄化槽協会）で実施します。

浄化槽を使用されている方は、富山県浄化槽協会までお申込みのうえ、必ず検査を受けていただき、適正な水環境保全に努めていただきますようご案内いたします。

平成 年 月 日

富山県環境政策課長

- ◎お問合せ先 新川厚生センター 衛生課
TEL(0765)-52-1225
富山県環境政策課廃棄物対策班
TEL(076)-444-9618
- ◎指定検査実施機関 社団法人富山県浄化槽協会
(検査の申込先) TEL(076)-421-1208

●浄化槽の維持管理に必要なこと（浄化槽設置者の義務）

①保守点検
(点検・調整)

+

②清掃
(汚泥引き抜き)

+

③法定検査
(水質検査)